

# 越前市レンタカー利用促進事業実施要領

## 第1 目的

北陸新幹線越前たけふ駅開業に伴い、二次交通としてのレンタカーを利用した域内観光の回遊性の向上を図るとともに、宿泊事業者に対する消費額を増加させること。

## 第2 事業概要

一般社団法人越前市観光協会（以下「観光協会」という。）が、レンタカーを利用して越前市内の宿泊施設で宿泊する旅行者に対して助成金を支払う。

## 第3 助成対象者

レンタカー借用期間中に、越前市内の宿泊施設で宿泊する旅行者。

## 第4 助成金額

レンタカーを利用して越前市内の宿泊施設で宿泊する者はレンタカー1台につき、3,000円をキャッシュバックする。

## 第5 助成条件

- 1 対象となるレンタカー事業者は、全国レンタカー協会加盟のレンタカー事業者とする。
- 2 旅行者（貸渡契約書に記載の運転者等）と申請者は同一人物であることとする。
- 3 レンタカーの利用対象エリアに制限は設けないこととする。（市外発着でも可）
- 4 助成は、1貸渡期間内に1回のみ対象とする。

## 第6 助成期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、先着順に助成のうえ、予算の上限額に達し次第、助成を終了することとする。

## 第7 利用方法

利用方法は、以下のとおりとする。

- （1）旅行者がレンタカーを借りる。（貸渡契約書等を受け取る。）
- （2）越前市内の宿泊施設で宿泊する。
- （3）旅行者が宿泊施設の領収書等（利用施設、利用日、利用金額がわかるもの）を受け取る。なお、利用証明となるものは、下表のとおりとする。

	宿泊施設
利用証明	・領収書等 ※宛名がある場合は、申請者本人のものに限る。 ※レンタカー貸渡契約書の契約者名で会社名が確認できる場合、会社名が宛名の領収書でも可

と な る も の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライントラベルエージェント（以下「OTA」という。）等の決済・申込等確認画面</li> <li>※OTA等で事前決済している場合</li> <li>※宛名がある場合は、申請者本人のものに限る。</li> <li>・申請者名での宿泊証明書</li> <li>※領収書等の宛名が会社名義の場合等</li> </ul>
-----------------------	--

(4) 旅行者は、レンタカー返却前又は返却後1日以内にキャッシュバックができる施設に立ち寄り、領収書等や貸渡契約書及び免許書等本人確認ができるものを提示し、レンタカー利用助成金交付申請書を記入する。

(5) キャッシュバックを行い、旅行者は領収書を記入する。

#### 第8 キャッシュバックができる施設

キャッシュバックができる施設は、以下の施設とする。

- (1) 越前たけふ観光案内所
- (2) 観光・匠の技案内所

#### 第9 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、観光協会会長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。